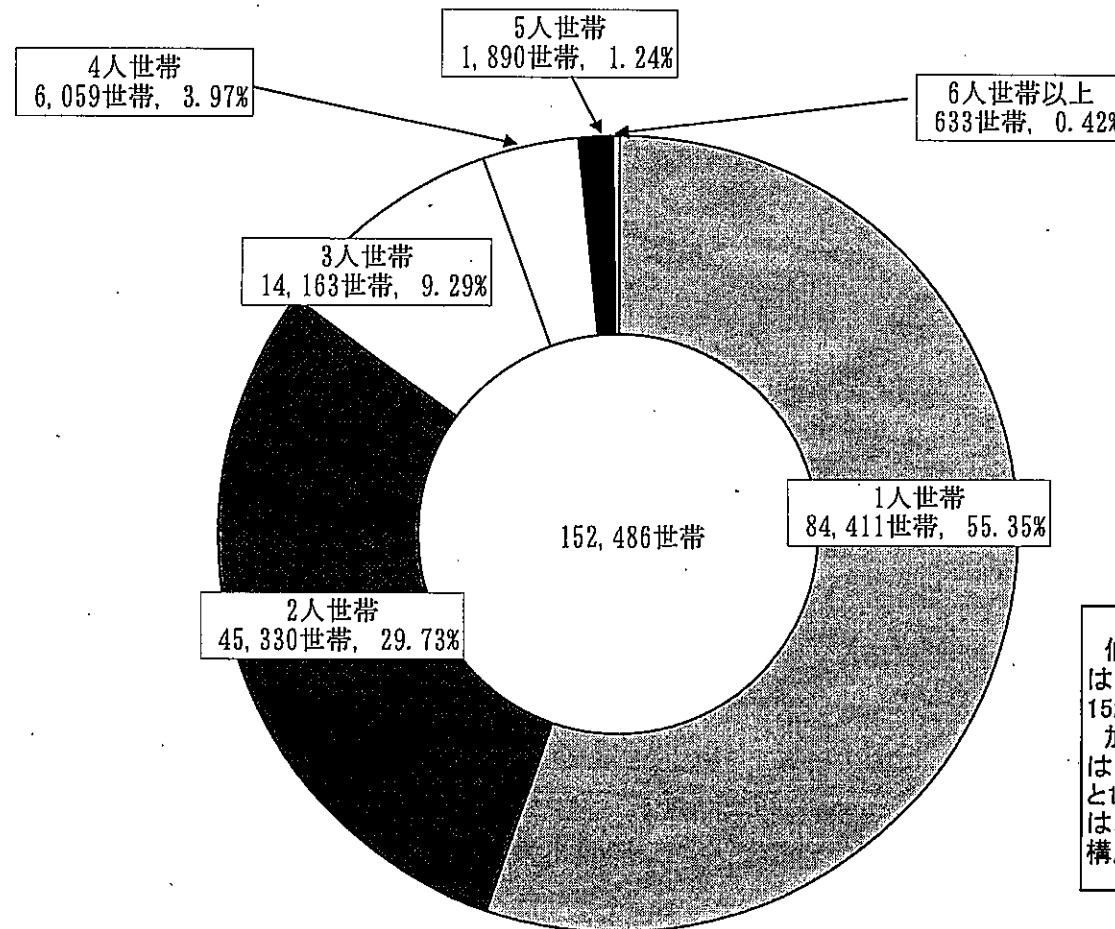


(参考資料)



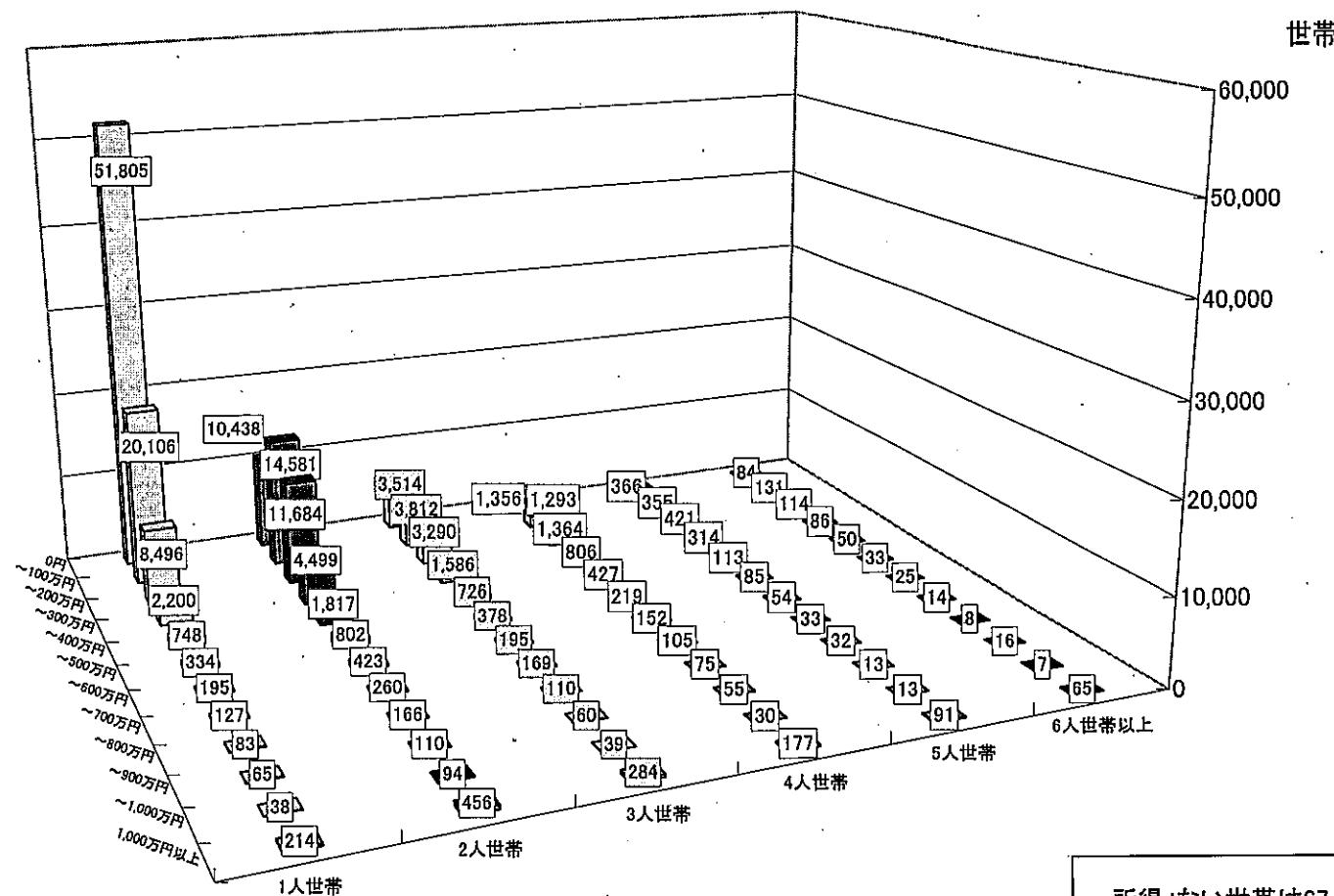
参考資料1

世帯員数別構成割合



参考資料2

所得段階別世帯員数

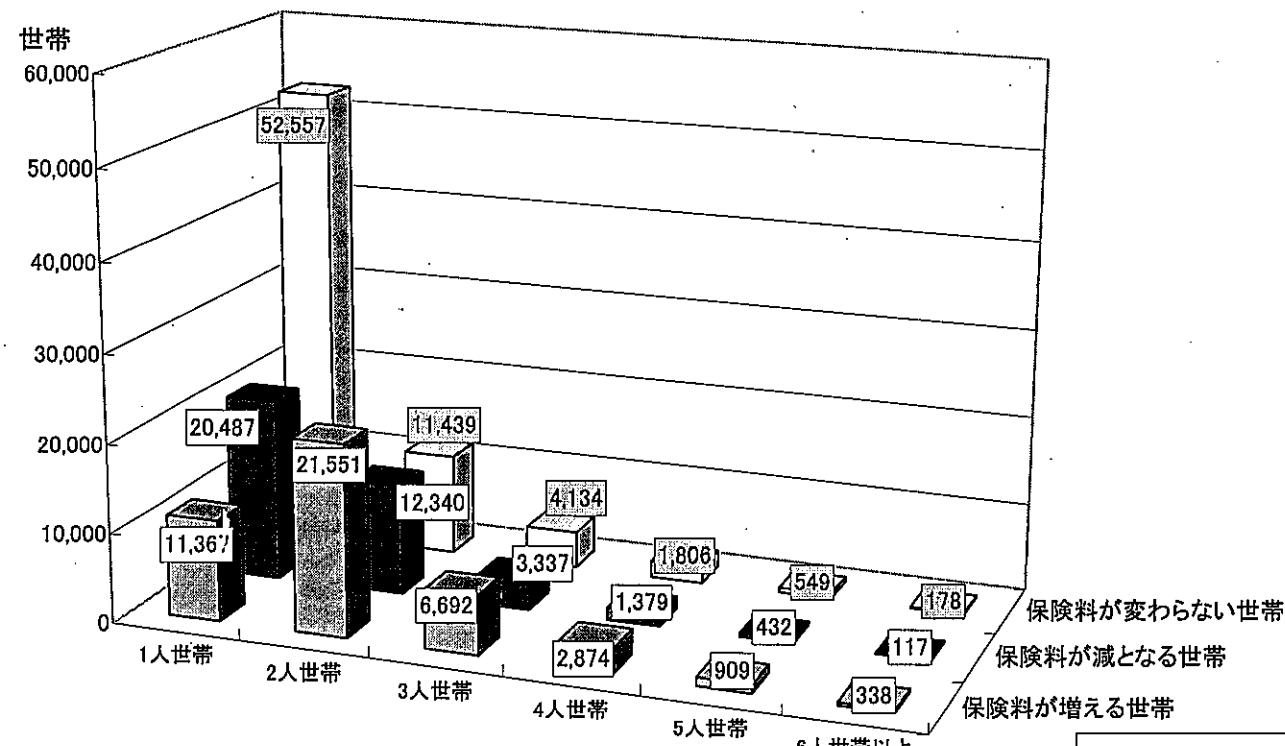


旧
た
だ
し
書
き
所
得

所得「ない」世帯は67,563世帯(44.3%)
で、1～300万円は75,138世帯(49.3%)
である。

算定方式の変更に伴う保険料の増減調べ（世帯員数別）

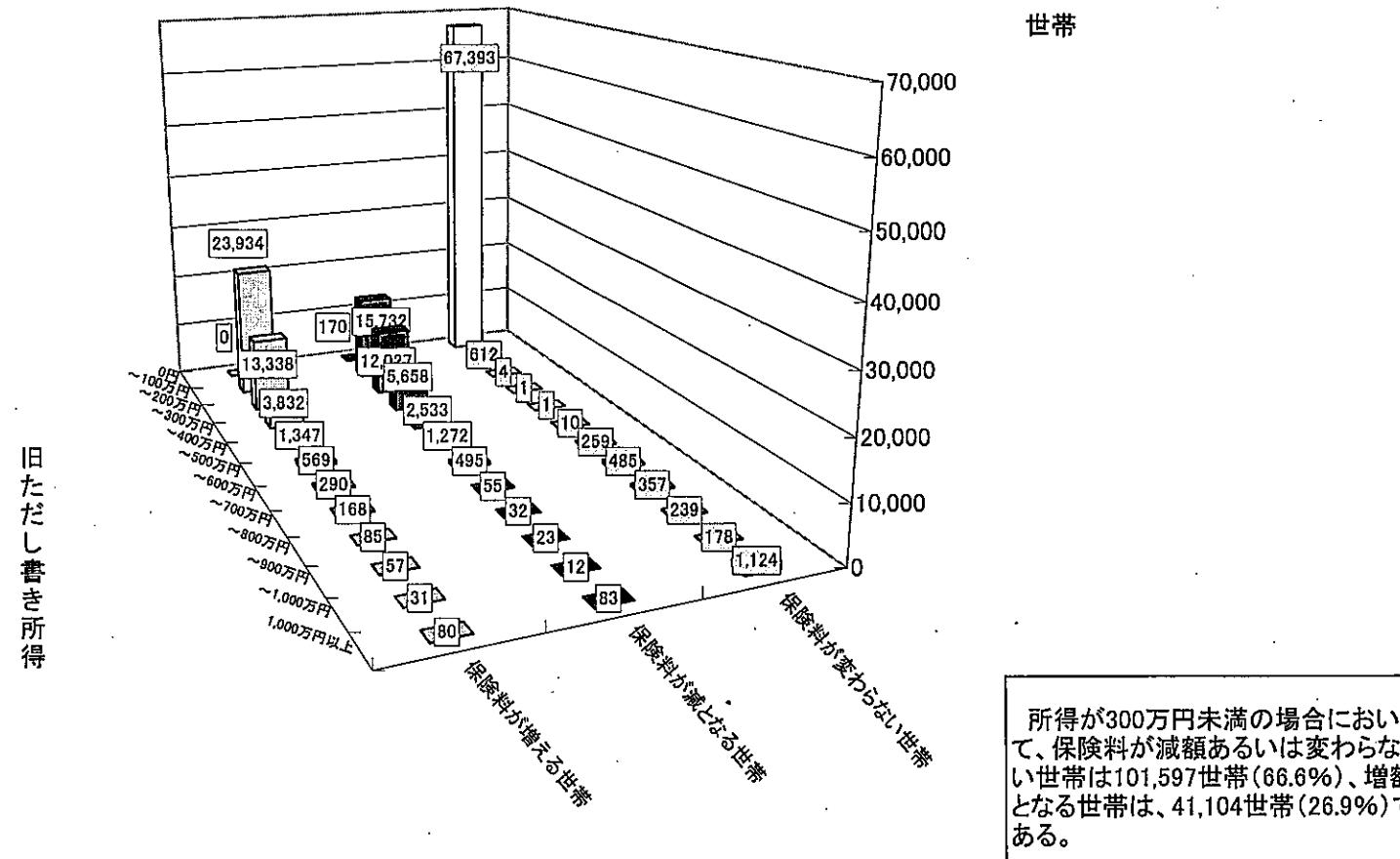
参考資料3



算定方式の変更により、保険料が減額あるいは、変わらない世帯は、108,755世帯(71.3%)で、43,731世帯(28.7%)は増額となる。

算定方式の変更に伴う保険料の増減調べ（所得段階別）

参考資料4



政令第四百三十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

一部抜粋

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措)

第二条 第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行令の規定による平成二十三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項から第四項まで、第二十九条の七の二第一項及び附則第四条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

2 平成二十五年度分の保険料に限り、市町村は、やむを得ない理由がある場合には、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項から第四項まで、第二十九条の七の二第一項及び附則第四条の規定にかかわらず、これらの規定の適用がないものとして第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項から第四項まで、第二十九条の七の二第一項並びに附則第四条及び第六条の規定を適用するとしたならば算定されることとなる保険料の額に相当する額を、賦課することができる。